

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
㊦	㊦	㊦			

※該当箇所に ☒ すること

政治団体の区分
☐ 政 党
☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（2都道府県以上）

- (ふりがな) きうちたかねこうえんかい
- 1 政治団体の名称 木内たかね後援会
- 2 主たる事務所の所在地 〒107-0051 東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー4階
- 3 代表者の氏名 木内 孝胤
- 4 会計責任者の氏名 木内 正胤
- 5 令和5 年分

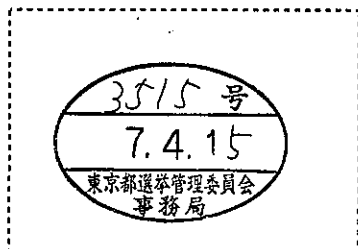


団体コード																			
前年繰越額	80,182 円																		

事務担当者の氏名 木内 孝胤

電話番号 090-2466-8246

受 付	審 査	確 認
消 込	パンチ	照 合



資金管理団体の指定の有無
☐ 有 ☒ 無
公職の種類 (現・候)
資金管理団体の届 出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 5 年 1 月 1 日 から
令和 5 年 3 月 6 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第 1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第 2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補 者の氏名
公職の種類 (現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 5 年 1 月 1 日 から
令和 5 年 3 月 6 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

全国団体用

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	80,182
(前年からの繰越額)-----	80,182
(本年の収入額)-----	0
支 出 総 額 -----	0
翌年への繰越額 -----	80,182

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額 -----	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----	0人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳		項目別区分			借入金
摘 要	金 額	年	月	日	備 考
木内 孝胤	20,000,000				

(注) その17で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。
借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 4 月 13 日

政治団体の名称

木内たかたね後援会

会計責任者の氏名

木内 正胤



（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名



（注1） 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2） 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

（注3） 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和7年4月13日

木内たかたね後援会

代表 木内孝胤 殿

登録政治資金監査人

中村 静市 

登録番号2280号

研修終了年月日平成22年3月25日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、木内たかたね後援会の令和5年分に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該報告書並びに係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、木内たかたね後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下の通りである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、木内たかたね後援会に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

木内たかたね後援会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、木内たかたね後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。 以上